

消防予第 1 1 3 号
令和 5 年 2 月 2 1 日

各都道府県消防防災主管部長 }
東京消防庁・政令指定都市消防長 } 殿

消防庁予防課長
(公 印 省 略)

改正火災予防条例（例）の運用について（通知）

消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令等の公布について（令和 5 年 2 月 21 日付け消防予第 59 号）により示したとおり、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成 14 年総務省令第 24 号。以下「省令」という。）及び火災予防条例（例）（昭和 36 年 11 月 22 日付け自消甲予発第 73 号。以下「条例（例）」という。）が改正されました。

近年、急速充電設備の高出力化へのニーズが高まっていることを受け、消防庁において全出力が 200kW を超える急速充電設備の火災危険性について検討を行ったところ、全出力が 200kW を超えることによる新たな火災危険性は確認されませんでした*。これを踏まえ、従来は変電設備とみなされていた急速充電設備も含め、全出力が 20kW を超える急速充電設備を対象火気設備等の対象とする旨の改正が行われました。その他、現在普及している急速充電設備の実態を踏まえ、省令が対象とする急速充電設備はコネクター型であることの明確化、分離型の急速充電設備への対応等、所要の改正が行われました。

また、平成 30 年 7 月に健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）が改正され、受動喫煙防止の観点から、多数の者が利用する施設等については、一定の場所を除き喫煙が禁止されると同時に、喫煙所に喫煙専用室である旨の標識を設置することが必要となりました。条例（例）においても、火災予防の観点から喫

煙所に標識を設置することを求めており、異なる法令で重複する標識の設置が必要となる状況に対応するため、条例（例）第 23 条に定める指定場所における喫煙の制限に係る規定が改正されました。

今般、改正後の条例（例）における急速充電設備の位置、構造及び管理に関する基準の運用指針を下記のとおりとりまとめましたので、その運用に十分配慮されるとともに、各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対しても、この旨周知していただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

※ 総務省消防庁「急速充電設備の規制のあり方に関する検討部会」
(https://www.fdma.go.jp/singi_kento/kento/post-121.html)

記

1 運用及び解説

(1) 急速充電設備の定義の見直しについて（条例（例）第 11 条の 2 第 1 項関係）

現在普及している急速充電設備の実態を踏まえ、条例（例）第 11 条の 2 に規定する急速充電設備は、電気自動車等にコネクタを用いて充電する設備（以下「コネクタ型」という。）であることとされたこと。

また、今後は自動車や原動機付自転車以外のものを充電対象とする急速充電設備が普及拡大することが想定されることから、急速充電設備の充電対象を、電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものとされたこと。

なお、コネクタ型以外の急速充電設備は、条例（例）第 11 条に定める変電設備として取り扱われることとなること。

(2) 分離型の急速充電設備に係る取扱い（条例（例）第 11 条の 2 第 1 項関係）

急速充電設備のうち、変圧する機能を有する設備本体（以下単に「設備本体」という。）と充電ポストで構成されるものを、新たに分離型の急速充電設備として規定したこと。

充電ポストは単にコネクタ及び充電用ケーブルを収納する設備であり、

変圧等の機能を有するものではないことから出火危険性が低いものと想定され、条例（例）第 11 条の 2 第 1 項第 1 号及び第 2 号の規定を適用しないこととされたこと。一方で、コネクタ及び充電用ケーブルを収納する以外の機能として、電気自動車等への充電のために蓄電池を内蔵することが想定されるが、蓄電池により出火危険性が増加するおそれがあることから、主として保安のために設けるものを除き、充電ポストには内蔵しないこととされたこと。

なお、分離型の急速充電設備について、設備本体を屋外に設置し、充電ポストを屋内に設置すること（又はその逆）も可能であること。この場合、条例（例）第 11 条の 2 第 1 項第 1 号の適用に当たっては、設備本体の設置場所により判断すること。

(3) 手動緊急停止措置について（条例（例）第 11 条の 2 第 1 項第 11 号関係）

特に分離型の急速充電設備では、設備本体とポストが別室に設置されることや離れた位置に設置されることが想定される。このため、手動緊急停止措置は、利用者が異常を認めたとき、速やかに操作することができる箇所に設ける必要があるものであることが明確化されたこと。

なお、「速やかに操作することができる箇所」とは、一体型の場合は設備本体、分離型の場合はコネクタや充電ポスト等に設けることなどが考えられること。

(4) 急速充電設備に内蔵する蓄電池について（条例（例）第 11 条の 2 第 1 項第 16 号及び同項第 17 号関係）

急速充電設備に内蔵する蓄電池について、主として保安のために設けるものは、条例（例）第 11 条の 2 第 1 項第 16 号に掲げる措置を要しないこととされたこと。

「主として保安のために設けるもの」とは、停電時等に電気自動車等とコネクタの接続部分の制御を行うものなど、設備の安全装置を維持するために設ける蓄電池が該当するものであること。

2 留意事項

- (1) 分離型の急速充電設備について、消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号）第 13 条第 1 項及び消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号）第 6 条第 4 項に定める電気設備が設置されている部分の床面積の算定に当たり、「その他これらに類する電気設備」に該当するのは設備本体のみであり、

充電ポスト部分の床面積を含める必要はないこと。

- (2) 省令を踏まえて改正する火災予防条例の施行期日前に、全出力が200kWを超える急速充電設備の設置に係る届出があった場合については、昨今の社会的要請を踏まえ、当該設備が省令及び条例（例）の規定に適合していると消防長又は消防署長が認めるときは、条例（例）第17条の3の規定により当該設備を急速充電設備として取り扱うなど、弾力的な運用を図られたいこと。
- (3) 条例（例）第11条の2第1項第14号に定める充電用ケーブルを冷却するために用いる液体は、可燃性のないものを使用することが望ましいこと。
- (4) 今後、急速充電設備について新たな火災危険性が明らかになった場合には、その実態に応じて規制を見直す可能性があること。
- (5) 条例（例）第11条の2第1項の改正規定の施行期日（令和5年10月1日）をもって、急速充電設備等の充電ポストの取扱いについて（令和4年6月27日付け消防予第319号）を廃止する。

消防庁予防課

担 当：濱田、佐藤、田上

電 話：03-5253-7523

E-mail：yobouka-y@ml.soumu.go.jp